

文化審議会の委員の皆様におかれましては、日頃より文化行政について精力的に審議いただいております。深く感謝申し上げます。

これまで、文化審議会では、平成 29 年の諮問を受け、同年末に第一次答申をまとめていただきました。これに基づき、平成 30 年には、文化財の保存活用のための地域計画を法制化するなどの制度改正がなされ、来年度には地域計画の総策定件数が 100 件を超える見込みであるなど、地域における文化財保存活用の動きが活性化してきています。

また、昨年から本年にかけて開催いただいた企画調査会の報告書を踏まえて、先般、文化財保護法が改正され、無形文化財、無形民俗文化財の登録制度が設けられるとともに、地方登録制度が法制化されるなど、文化財の保存活用に係る制度的枠組みが整備されてきました。

一方で、特に建造物や美術工芸品などの有形文化財は、経年劣化が避けられず、文化財を後世に確実に継承していくためには、定期的に修復工事を行うなど適切に保存を図ることが重要ですが、修理技術者の高齢化や後継者不足により、その要となる文化財保存技術の多くが断絶の危機を迎えています。

加えて、文化財の修理や芸能・工芸技術といった無形文化財の「わざ」の継承のためには、天然素材から作られる原材料や特別な用具が不可欠ですが、修理技術者同様、生産者の減少等により、入手困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、文化財の修理技術者、用具や原材料の確保及び支援、適切な周期での文化財修理のための 5 か年計画（令和 4～8 年度）として、「文化財の匠プロジェクト」を策定・実施することとし、具体的な検討に着手したところです。

この具体化に当たっては、専門的・技術的な見地からの検討や制度的な措置を含めた対応策の検討が必要であり、また、本件については、平成 29 年の諮問のうち継続審議となっている事項でもあることから、改めて審議を再開していただきたく、審議要請をするものです。

今後の審議においては、特に、3つの観点から検討をいただきたいと考えています。

まず、文化財の保存技術や技能の継承、修理人材の確保及び支援の在り方についてです。担い手の確保や後継者の養成の在り方等に関して、大学や地方自治体等との連携を含め、その支援の方策等について、御審議いただきたいと考えています。

第二に、文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策についてです。文化財の保存に必要な用具や原材料等の需給状況や流通状況等を分析するとともに、これらの分析を踏まえた安定確保のための制度的対応など、用具や原材料等の確保の方策について御審議いただきたいと考えています。

第三に、その他持続可能な文化財保存の在り方などの制度的対応についてです。特に有形文化財の適切な保存のためには、適正な周期での修理が欠かせませんが、文化財修理など保存のための取組と活用との好循環を推進する支援の在り方や、寄附を含め多様な資金調達を促進する仕組みの検討について御審議いただきたいと考えています。また、埋蔵文化財制度に関しても、検討をお願いします。埋蔵文化財の制度は、昭和50年に現在の制度が整えられ、その後、平成12年に地方分権の観点から国の権限を都道府県等へ移譲する対応を行ったところです。その後の埋蔵文化財をめぐる様々な課題を踏まえた対応の必要性について、検討をお願いしたいと思います。

以上が、今回の審議要請の趣旨・内容となります。

積極的な御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和3年8月23日

文部科学大臣 萩生田 光一